

院外処方箋における問い合わせ簡素化の Protokol

第一版
市立敦賀病院 薬剂部

【問い合わせ簡素化の Protokolに係る原則】

- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 「含量規格変更不可」又は「剂形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 麻薬に関するものは除く。
- 問い合わせが不要な例に該当するか迷う場合は、通常通り疑義照会を行う。

1. 各種問い合わせ窓口、受付時間

処方内容等に関すること(診療、調剤に関する疑義・質疑など)

受付時間 平日:午前9時から午後5時

薬剂部 FAX 0770-22-3643

2. Protokolにもとづいた処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、その内容を「問い合わせ簡素化Protokolによる処方修正報告書」を用いてFAXにて薬剂部に連絡してください。

受付時間 平日:午後1時から午後5時

薬剂部 FAX 0770-22-3643

オーダーリングシステム内の処方を修正し、次回からの処方に反映させます。
ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書、および後発医薬品の変更報告書の連絡は不要です。

3. プロトコル対象例

① 別規格製剤がある場合の処方薬剤の規格変更 (安定性、利便性の向上のための変更に限る)

例 5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠

10mg錠 1回0.5錠 → 5mg錠 1回1錠

※ 患者さんに(飲み方、安定性、価格等)説明、同意の上変更してください。

② アドヒアランス等の理由により半割、粉砕あるいは混合すること、あるいはその逆(規格追加も含む)。ただし、抗腫瘍剤を除く。

逆の場合の例

(粉砕)アゾセミド錠 60mg 0.75錠 → アゾセミド錠 30mg 1.5錠

※ 安定性のデータに留意してください。

※ 必ず患者さんに説明(服用方法、価格)後、同意を得て変更してください。

③ 「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により一包化調剤すること。 (抗腫瘍剤、及びコメントに「1 包化不可」とある場合は除く)

※ 上記以外の理由は、合意範囲外とする。

※ 必ず患者さんに服用方法ならびに患者負担額について説明後、同意を得て調剤してください。

※ 安定性のデータに留意してください。

④ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む)

例: プラビックス錠 75mg 30 日分

→ 27 日分 (3 日分残薬があるため)

※ 報告時は問い合わせ簡素化プロトコル(残薬調整用)を使用して情報提供をお願いします。情報提供がない場合には、次の診療時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守すること。

※ 日数調整をおこなう場合は「1 日分以上」(0 日分不可)とします。

- ⑤ Do 処方が行なわれたために一部の薬剤の処方日数が必要日数に満たないと判断される場合の投与日数(投与数)の適正化(処方間違いが明確な場合)

例:(他の処方薬が 84 日分処方の時)

イソソルビドテープ 40mg 1 日 1 枚 30 枚→ 84 枚 (必要数に満たないため)

※ 必ず情報提供をお願いします。情報提供がない場合には、次回の診療時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守すること。

- ⑥ ビスホスホネート製剤、DPP-4 製剤の週1回あるいは 4 週に1回・月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)

例:(他の処方薬が 14 日分処方の時)

リセドロン酸錠 17.5mg(週1回製剤) 1 錠 分 1 起床時 14 日分 → 2 日分

- ⑦ 「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)

例:(他の処方薬が 30 日分処方の時)

バクタ配合錠 1 錠 分 1 朝食後 1 日おき 30 日分 → 15 日分